

令和3年1月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和3年第1回）議事録

1. 開催日時 令和3年1月18日（月曜日）午後1時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

1番 齋藤 誠	13番 佐々木 知 榮
2番 畑山 留美子	14番 加藤 三 敏
3番 佐藤 喜 勝	16番 富 樫 公 一
4番 岡部 五一郎	17番 伊藤 直 子
5番 佐々木 亨	18番 菅 原文 克
6番 小野 晃 一	19番 佐藤 秀 孝
7番 大瀧 浪 雄	20番 佐藤 源 樹
8番 小松 健	21番 庄 司 和 夫
9番 小松 幸 夫	22番 伊藤 剛
10番 佐藤 順	24番 佐藤 系 悦
11番 佐藤 崇	
12番 佐々木 純 一	

4. 欠席した委員（2名）

15番 石井 勲
23番 吉尾 麻 美

5. 議事日程第1号 令和3年1月18日 午後1時30分 開会

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 会務報告

第5. 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第6. 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第7. 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第8. 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件

第9. 議案第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件

第10. 議案第6号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋 孝 紀	次 長	豊嶋 昌 則
農地班長	小松 和 則	主 査	釜台 勇 樹
主 任	佐々木 智 慧		
主任(矢島庶務班)	村上 崇 敬	主任(岩城庶務班)	佐賀 步

技師(由利庶務班)	豊島達也	主事(大内庶務班)	池田卓也
主事(東由利庶務班)	遠藤大騎	主事(西目庶務班)	高橋菜摘
主任(鳥海庶務班)	櫻井浩規		

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

16番 富樫公一

17番 伊藤直子

10. 会議の概要

○議長

これより、令和3年1月5日公示招集されました、令和3年第1回総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、委員総数24名中22名であります。15番石井勲委員、23番吉尾麻美委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。
本日の提出案件は、議案第1号から議案第6号までの計6件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、16番富樫公一委員、17番伊藤直子委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

【会務報告】

○議長

日程第5、議案第1号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望、交換、贈与によるものであり、贈与税についても説明済みであること、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第1号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第1号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、A委員が関係する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【A委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権の新規であり、期間は10年であり、計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を充たしている旨説明する。)

○議長

1番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第2号1番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【A委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

引き続き、議案第2号2番から71番を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権、使用貸借権の新規及び再設定であり、期間は1年から10年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を充たしている旨説明する。)

○議長

議案第2号2番から71番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第2号2番から71番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号2番から71番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき、取扱件数を述べ朗読し、計画の内容は規模拡大等によるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を充たしている旨説明する。)

○議長

議案第3号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第3号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法

律第18条第5項の各号を充たしている旨報告する。)

○議長

議案第4号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第4号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第5号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、11番佐藤崇委員。

○11番・佐藤崇委員

(1番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第5号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第5号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第5号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
調査員、17番伊藤直子委員。

○17番・伊藤直子委員

(1番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第6号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第6号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第6号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第6号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後2時8分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 富 樫 公 一

議事録署名委員 伊 藤 直 子